



Title	冊封する皇帝と冊封される皇帝：契丹（遼）皇帝と北漢皇帝の事例から
Author(s)	毛利，英介
Citation	関西大学東西学術研究所紀要，46：213-228
Issue Date	2013-04-01
URL	http://hdl.handle.net/10112/7897
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

冊封する皇帝と冊封される皇帝

— 契丹(遼)皇帝と北漢皇帝の事例から —

毛利英介

Emperors in a Lord-Vassal Relationship

— The Case of the Emperor of Qidan and the Emperor of Northern Han

MORI Eisuke

East Asia, or Eastern Eurasia, between the 10th and the 13th centuries is characterized by the coexistence of multiple nations and dynasties. This also means the coexistence of multiple Emperors. This paper focuses on the relationship between the Emperor of Qidan (Liao) and the Emperor of Northern Han.

As previous studies have suggested, our close examination of monument inscriptions confirmed that the Emperor of Qidan was superior to the Emperor of Northern Han. We also found that the two rulers were recognized as Emperors by both Qidan and Northern Han not only internationally but also domestically. Although this paper examines only the relationship of the Emperor of Qidan and the Emperor of Northern Han, it was common throughout East Asia during this time for the rulers of both countries in a lord-vassal relationship to be recognized as Emperors. The author believes that this relationship originated in the concept of sovereign *qaγan*, brought to Qidan from Northern Asia.

はじめに

近年、十～十三世紀におけるいわゆる東アジアの国際関係を、狭く宋の対外関係とせず、北方の契丹（遼）¹⁾・金をも重視しつつ西夏・高麗・ベトナムなどまで含めた多国間関係として、「ユーラシア東方」・「東部ユーラシア」という規模から捉えようとする試みが行われつつある²⁾。複数王朝・国家の並存という特徴をもつこの時代を語る際のキーワードとしては、盟約・南北朝・致書文書・国信使等とともに複数皇帝の共存が挙げられると考える。これは、単に同時期に複数の皇帝を自称する存在があっただけでなく、対方の君主を皇帝と認めて関係を築いたことを指す。複数皇帝の共存関係のうち、対等或いは比較的対等に近い関係としては契丹と北宋、金と南宋が代表的であり、明白な上下関係（本稿で言うところの「冊封関係」に相当）にあるものとしては契丹と後晋、金と劉齊等のほか、本稿で主に論じる契丹と北漢³⁾の関係（以下、遼漢関係）が存在する⁴⁾。

この時代に先立って複数の皇帝が長期に並存した例としては、誰しもまず南北朝時代が念頭に浮かぶだろう。しかし、南北朝においては「島夷」・「索虜」と見下し合う一方で頻繁な使節の往来が存在したものの⁵⁾、相互に明示的に更には継続的に対方の皇帝を「皇帝」と称するような状況は存在せず、この点において両者には大きな相違が存在する。

契丹と北宋を引き継いで「南北朝」として相互にその君主が皇帝を称した金と南宋、そしてその東西に存在し国内的には（実質的に）皇帝として振る舞うことのあった高麗や西夏を統一したのはモンゴルであった⁶⁾。「中華」という枠組みで考えた時、このモンゴルによって「中華」が拡大したことは杉山正明によって指摘される⁷⁾。つまり、現在我々が見ている「中華」はこの

1) 本稿では、「契丹」と「遼」を特に使い分けをせずに併用する。

2) 古松二〇〇七が代表的である。これらの概念については、「東ユーラシア」として森部二〇一〇が簡潔に紹介しているのが分かりやすい。

3) 『新五代史』では「東漢」とするが本稿では「北漢」に統一し、「漢」とも略称する。

4) その他の複数皇帝共存の例と考えられるものとして契丹と南唐、金と張楚、モンゴルと南宋などがあり、契丹と金、契丹と西夏、金と西夏の君主も一時的に互いに皇帝と称している。その他、契丹が渤海滅亡後に建てた東丹国では建元が行なわれ、王の衣冠は天子に準じるなど皇帝に近い存在であった（『遼史』卷七二義宗倍伝）。また、建国直後の後周が契丹に対して「書辞抗禮」・「敵國禮」での交聘を求めたとされる（『遼史』卷五世宗本紀天祿五年（九五）二月、同卷九六姚景行伝）のも、皇帝間の関係を求めたものであったと考えられる。

5) 関連の研究は多いが、しばらく吉川二〇〇〇・堀内二〇〇六参照。

6) 高麗は滅亡していないが、モンゴルの一部として存続したと言ってよいだろう。

7) この点については杉山正明によって繰り返し言及がなされているが、ここではさしあたり杉山一九九七（七六、七七頁）を挙げておく。

拡大後のものであり、「中華」の皇帝が絶対唯一であるという印象も、モンゴルによる各国の統一とその後の王朝・国家の存在により強化されたところが大きいと考える。これは、複数皇帝の共存という状況の分析は「中華」が拡大する前の時代のあり方の分析であり、眼前の中国像の歴史的な相対化につながることを意味する。

さて、本稿で上記の数ある複数皇帝の共存関係のうちから遼漢関係を取り上げる理由としては、まず当該の時代でも比較的早期の十世紀に属することから雛形的なものとなし得ることがある。遼漢関係に先立つ複数皇帝の共存例としては、本稿末尾で言及する契丹と後晋の関係も存在する。ただし、契丹と後晋の関係は、後晋高祖・石敬瑭の契丹に対してへり下った態度が異例なものとなし得る見なされ関心が持たれて来ており、筆者はまとまった形で付け加える材料を持たない。それに対し、遼漢関係にはなお十分に検討の余地があると考えられる。そして、後述のように二つの関係は実際には密接な関連が存在する。つまり、遼漢関係を論ずることはほぼ複数皇帝の共存状況の開始について述べることに等しいのである。そしてそれは、明白な上下関係を持つ複数皇帝の共存という、他の時代ではやや理解しがたくこの時期ではありふれた現象の分析でもある。

次に、遼漢関係はその末期に並行して存在した第一次通和期の遼宋関係（九七五～九七九）へ影響したと考えられる。なぜなら、非上下関係と考えられる第一次通和期の遼宋関係においても両国の皇帝は相互に「皇帝」と称したと想定されるが、その際に契丹は北宋と北漢といういずれもその君主を「皇帝」と認める両国の待遇の異同に配慮したであろうからである。そして、第一次通和期の遼宋関係の枠組みは、澶淵の盟以後の遼宋関係へ影響を齎したと考えられる⁸⁾。つまり、契丹から見て北漢は五代と北宋をつなぐ位置にある。

更に、遼漢関係は澶淵の盟以後の遼宋関係と直接の関連も存在する。即ち、一〇四二年の遼宋交渉において、契丹は北宋に対して当時北宋領となっていた旧北漢領の「返還」を要求している。しかし、結果として契丹はこの要求に固執しなかったため、例えば陶二〇〇八第五章でもこの点には関心が払われない。筆者はこれまで遼宋関係における一〇四二年の交渉とそれに伴う盟約改定の重要性を指摘してきたが（毛利二〇〇八第一章など）、交渉全体の理解のためには契丹の北漢に対する認識を踏まえておく必要があるだろう。

以上の理由から、本稿では遼漢の皇帝間関係について論ずる。特に、基礎的作業として、遼漢両国での双方の皇帝への認識及び両国の皇帝間関係への認識について検討したい。

8) 遼宋第一次通和期における皇帝呼称及びその澶淵の盟以後の遼宋関係への影響については毛利二〇〇六第二章参照。

ここで北漢建国の経緯について記しておく。北漢の前身である五代・後漢は、契丹による後晋滅亡及び華北占領と撤退という混乱の中で河東節度使劉知遠（後漢高祖）が即位することで成立した（九四七年）。しかし、劉知遠は翌年には死去し、跡を継いだ劉知遠の息子である隱帝・劉承翰⁹⁾はいわば「上からのクーデタ」により実権の掌握を図るが失敗して敗死し（九五〇年）、傀儡として擁立された劉知遠の義子・劉承贊¹⁰⁾も程なく殺害されて、後漢の枢密使であった郭威が即位した（後周太祖）。五代最後の王朝・後周の成立である（九五一年）。殺害された劉承贊の実父である劉崇¹¹⁾は当時河東節度使であったが、息子の死と郭威の即位に反発して任地の晋陽（現・中国山西省太原市）で称帝した（北漢世祖）。これが北漢の成立である。無論、「北漢」は自称ではなく、主観及び契丹からは後漢と北漢は一貫した「大漢」である¹²⁾。これは、劉崇期における後漢の乾祐の年号の襲用にも反映している¹³⁾。

以上のような建国の経緯により、北漢にはその存立において幾つかの条件が課されていた。まず、あくまで後漢の継続として「皇帝」を称すること。ただし、実態は河東節度使でしかないこと。そして、その実力で南の後周、後には北宋と対抗しなければならないこと。よって、ほぼ唯一の選択として北の契丹と手を結ぶ必要があったこと、などである。ここに、北漢が下位の皇帝として契丹皇帝と関係をもつ原因がある。その結果、劉崇は自らと遼世宗・耶律兀欲を「皇帝」としつつ擬制親族関係と冊して「皇帝」とされるべきこと¹⁴⁾において自身を下位に位置づける文書を送ることで両者の関係が開始し¹⁵⁾、その後九七九年の北宋による北漢の滅亡に至るまで基本的に同様の関係が持続した。その間北漢では四代の皇帝が在位し、対遼従属を基調としつつも、劉崇（在位九五一年～九五四年）は契丹に対し恭順、睿宗・劉承鈞（九五四年～九六八年）は契丹とやや疎遠、廢帝・劉繼恩（九六八年）は在位の短さで不明、英武帝・劉繼元（九六八年～九七九年）は契丹に対し恭順であったことが先行研究によって明らかにされている。

9) 一般に「劉承祐」とされるが、本稿では後出「劉繼文墓誌銘」に拠り「劉承翰」とする。

10) 史料によっては「劉贊」ともされるが、本稿では「劉承贊」とする。

11) 劉知遠の弟あるいは従弟。即位後には「劉旻」と名乗ったが、本稿では「劉崇」とする。

12) 後出「劉繼文墓誌銘」には「七帝」の語が見えるが、これは上記の劉知遠・劉承翰・劉承贊及び北漢の四人の皇帝を指す。

13) 以上、五代期の歴史的推移については日野一九八〇第一章参照。

14) 本稿では、このような冊して「皇帝」とすること、徽号を与えることを「冊封」と称す。ただし、史料用語としてははむしろ「封冊」が一般的である（『遼史』卷五世宗本紀天祿五年（九五一年）六月辛卯等）。

15) 北漢主使鄭珙以厚賂謝契丹、自称「姪皇帝致書於叔天授皇帝」、請行冊礼（『資治通鑑』卷二九〇廣順元年（九五一年）四月丁未）。「天授皇帝」は耶律兀欲のこと。一部経緯不明の部分もあるが、この後契丹と北漢は前者を父、後者を子とする擬制父子関係となる。遼漢間を含む契丹と五代・北宋皇帝の擬制親族関係については張一九九二参照。

次に、その遼漢関係に関する先行研究について述べると、田中整治・蔣武雄両氏の研究が代表的である¹⁶⁾。両氏の研究により遼漢関係の大枠が解明されたことは高く評価されるべきだが、踏み込んだ分析が見られない点は共通する特徴である。その理由として、史料的原因が挙げられよう。両氏の研究で利用された史料は、五代・北宋という中原の視点に立つ史料（『旧五代史』・『新五代史』・『宋史』・『資治通鑑』・『続資治通鑑長編』（以下『長編』）等）と契丹側の視点に立つ史料である『遼史』という典籍史料が主なものである。そして、『遼史』の情報量の乏しさから中原史料に基づくところが多い。これは単に後代の編纂史料という問題だけでなく遼漢関係が第三者の視点から述べられて来たことでもあり、踏み込んだ分析とならないのも当然であった。北漢は帝号を「僭称」しその背後には契丹が存在したという中原の視点に由来する一般的な理解も、これと軌を一にするものである。

思うに、北漢が契丹の「属国」的存在であったことは周知である。しかし、それが同時に相互に「皇帝」と認めた関係でもあったことは、先行研究においても表面的な言及はされるものの特段の留意はされて来ておらず、ましてや筆者の知る限り前後の時期も含めた複数の皇帝の共存という観点から論じられたことはない。

しかし、実は上記典籍史料以外にも「天龍寺千仏楼碑」・「劉継文墓誌銘」という石刻史料が存在し、それぞれに基づき北漢から見た遼漢関係、契丹から見た遼漢関係を掘り下げた姿で観察することが可能である。そして、これらの史料からは、本稿で課題とする遼漢両国での双方の皇帝に対する同時代的な認識を探ることも出来る。具体的には、両者が「皇帝」と称しあったのは往来する文書のみにおける表面的なものではなく、それぞれの国内でも自国の皇帝のみならず对方的皇帝をも「皇帝」と称し、对方的皇帝がその国内で「皇帝」として振舞うことも何ら問題としなかったことが明らかとなる。なお、「天龍寺千仏楼碑」については、数少ない北漢自身の立場から書かれた史料である点自体も重要である。

これらの石刻史料の具体的な説明は次章以下に譲るが、ともに目新しい史料ではないがさほど利用が進んでいない。よって、本稿はこれらの史料の紹介という側面も持つ。

以下、本論ではまずこれらの石刻史料についてそれぞれ紹介したうえで、そこに見られる遼漢両国における双方の皇帝に対する認識を分析したい。

16) 田中一九六六、蔣一九九八第五章。盧一九七三も史料が収集されて便利である。

第一章 「天龍寺千仏楼碑」より

第一節 同碑の概略

「天龍寺千仏楼碑」、正式名「大漢英武皇帝新建天龍寺千仏楼之碑銘并序」（以下「千仏楼碑」）は李暉¹⁷⁾の奉勅撰、劉守清書、李廷誉篆額。北漢の都・晋陽西郊の天龍寺（現・天龍山石窟）に立てられ、北漢の広運二（九七五）年八月二十一日の日付をもつ¹⁸⁾。「千仏楼碑」は、その正式名のとおり北漢の英武帝・劉継元による天龍寺千仏楼建設にまつわる記念碑であるが、千仏楼を建設し盛大に参拝したことが同年六月十六日に契丹から冊封されて英武帝の徽号を与えられることにつながる「勝縁」となったという内容であることから、その後半に契丹との関係への言及が存在する。しかし、例えば『石刻題跋索引』『雜刻』を見ると「千仏楼碑」について顧炎武・錢大昕という清朝考証学の碩学をふくむ八人の題跋類が列挙されるが、それらの内容は北漢の紀年への注目が多く、本碑から遼漢関係を論じようとする試みを筆者は知らない。

李・李二〇〇三附録によれば「千仏楼碑」は天龍山文物保管所に現存するとのことであるが、筆者は実見の機会を得ていない。また、インターネット上の検索に拠れば北京大学図書館は「千仏楼碑」の拓本を複数所蔵するようだが¹⁹⁾、これも未見である。更に、碑石自体の写真が関野・常盤一九七六（三五頁）に掲載されるが、碑石の状態の問題に加えて版形が小さく、この写真から文字を起こすことは困難である。よって、本稿で用いる「千仏楼碑」のテキストは、清人によるものを中心とする既存の録文によるものとする。

「千仏楼碑」の録文は多くの書物に収められるが²⁰⁾、そのうち『金石萃編』・『山右石刻叢編』は空格による敬意表現を意識したものである点²¹⁾、李・李二〇〇三は改行箇所を明示する点、『五代史記注』は積読されている文字が最も多い点にそれぞれ長所が見られる。本稿では、清代としては後出でそれ以前の諸書を踏まえている『山右石刻叢編』所収の録文に基本的にに基づき、必要に応じて他の録文を適宜参照することとする。

「千仏楼碑」の史料的な位置付けを考えるには、その作成時期を考慮する必要がある。九七五年

17) 李暉の事跡は『十国春秋』卷一〇八に記される。

18) 李・李二〇〇三附録によれば、「千仏楼碑」の基礎的情報は以下のとおり。行書、全二五行、一行六七～七二字、碑高二・〇四m、幅一・〇二m、厚さ〇・三一m。

19) 北京大学図書館所蔵の拓本については、下記のアドレスから検索した。<http://rbd.lcalis.edu.cn/aopac/indexold.jsp>

20) 『金石萃編』卷一二二、『十国春秋』卷一〇八李暉伝、『山右石刻叢編』卷一一、『五代史記注』卷七〇東漢世家、『全唐文』卷九〇〇、李・李二〇〇三附録など。

21) 両者には異同も存在するが、拓本・拓影を併せて見ても是非を確定できない。

は、北漢をとりまく情勢において重大な転機となる年であった。それは、前年に北漢の庇護者たる契丹が北漢の宿敵である北宋と地方レベルにおいて通和の準備を開始し、既述のように九七五年には遼宋間において国家レベルでの通和が始まったことである²²⁾。契丹側は北宋との通和開始に際して北漢に通告を行い、それを受けた劉継元は衝撃のあまり契丹を攻撃しようとし、臣下に制止されて思いとどまるとされる²³⁾。

このように、「千仏楼碑」本文内では言及されないが、その作成時期は北漢の国際環境において死活的なものであった。この時期に契丹皇帝が北漢皇帝を冊封して徽号を与えたという事情は、遼宋間の接近という状況の変化の一方で半ばたてまえながら従来からの遼漢関係の不変ないし更なる強化の姿勢をアピールするものであり、北漢での勅命による「千仏楼碑」作成も北漢の背後に契丹が存在することを象徴的に形と文字に留める意図があったといえよう。

「千仏楼碑」は以上のような興味深い背景をもつ史料だけに、特定の状況を反映して遼漢関係を重視した記述となっている可能性は否定できない。しかし、対遼従属は北漢の基本政策であり、北漢における遼漢関係認識の検討という本章での課題にたえる史料と考える。

第二節 同碑に見る遼漢関係

本節では、「千仏楼碑」に見える遼漢関係について具体的に見ていきたい。本来ならば「千仏楼碑」全文を提示して分析を行うべきだが、冗長となることを恐れ、本稿の関心と重なる部分（遼景宗・耶律明辰により劉継元が英武皇帝に冊封される前後）を『山右石刻叢編』から抜粋して文末に附録として掲載するに止める。以下の（1.19）等の表記は、抜粋に示した行数に対応する。それでは、まず「千仏楼碑」における北漢皇帝認識について見てみたい。

a、北漢皇帝に対する呼称について

抜粋部分（1.19）やそれ以外の部分に劉継元を指す「英武皇帝」が存在するほか、抜粋部分以外において劉承鈞を指す「睿宗皇帝」、劉継恩を指す「皇帝」が存在し、北漢の歴代皇帝が「皇帝」と称されていていずれも空格が施される。

b、北漢皇帝の命令について

抜粋部分には現れないが、いずれも劉継元の命令を指して、「有司に詔す」・「宣徽北院使・永清軍節度使・檢校太保范超に詔す」・「遽かに茲の詔を承けて、勝縁を誌せしむ」というように

22) 蔣二〇〇四参照。契丹の北宋への初回の遣使は、『長編』では卷一六開宝八年（九七五）三月己亥に繋がれる。

23) 契丹將通好于我、遣使論北漢主以強弱勢異、無妄侵伐。北漢主聞命慟哭、謀出兵攻契丹、宣徽使馬峯固諫、乃止。（『長編』卷一五開宝七年（九七四）是歲條）

「詔」とされ、いずれも空格が施される。

その他、北漢皇帝に関わる表現として抜粋部分（1.18）や抜粋部分以外に劉繼元を指して「上」が使用されているほか、抜粋部分以外で劉繼元にまつわる表現として「行幸」・「天仗」・「德音」等の語句が使用されこれらの表現にもいずれも空格が施される。以上から、北漢において北漢皇帝を「皇帝」とみなしていたことが確認可能である。それでは、次に「千仏楼碑」における契丹皇帝認識について見てみたい。

a、契丹皇帝に対する呼称について

抜粋部分（1.18）には「天贊××」の文字が存在し、空格が施される。「××」の二字は『金石萃編』・『山右石刻叢編』では判読されず、この二字を「皇帝」とする『十国春秋』・『全唐文』・『五代史記注』は意をもって補った可能性も存在する。しかし、ここでの「天贊」は耶律明辰の尊号であり²⁴⁾、その場合でも結果的に問題はない。つまり、「千仏楼碑」において耶律明辰は「天贊皇帝」と称され、敬意を払うべき対象として扱われている。

b、契丹皇帝の命令について

抜粋部分（1.18）には「天贊××…春末夏初に泊び、累飛詔示するに、…」の一節が存在し、契丹皇帝の命令が「詔」と称される。ただし、『金石萃編』・『山右石刻叢編』の録文に拠る限り、北漢皇帝の詔には必ず空格が施されるのに対し、ここでの「詔」には空格は施されない。この点では両者の扱いに相違が存在するようであり、留意が必要である。

以上から、北漢においては契丹皇帝も「皇帝」と見なされていたことが分かった。それでは、次に「千仏楼碑」に見える契丹皇帝と北漢皇帝の関係について見てみたい。

a、北漢皇帝と契丹皇帝の冊封関係について

抜粋部分の「尋於正殿××英武皇帝」（1.19）²⁵⁾は、判読不能な部分があるが、「必ず備物典冊を以て、將に徽號洪名を加えんとす。」（1.18）以下をうけてのものであり、劉繼元が耶律明辰から冊封して英武皇帝の徽号を与えられたことを示している。

b、北漢皇帝と契丹皇帝の君臣関係および擬制親族関係について

抜粋部分には、「君親之恩」（1.19）そして「子たり臣たるの禮を盡くす」（1.20）という表現が使用されている²⁶⁾。これは、契丹皇帝が君主にして親、北漢皇帝が臣下にして子であることを示すものである。「臣子」の語は単に臣下の比喩として使用されることもあるが、ここでは両者が擬制父子関係にあるという事実を踏まえての表現である。

24) 百官上尊號曰天贊皇帝。（『遼史』卷八景宗本紀應曆十九年（九六九）二月己巳）

25) 『五代史記注』では、「正殿」の次の文字を「受」に作る。

26) 「臣」を、『金石萃編』では字形を小さくし、『五代史記注』では判読不能とする。

c、契丹皇帝と北漢皇帝の「詔」の意味の相違について

「千仏楼碑」で使用される「詔」は、先に見たように、北漢皇帝の詔が「有司」等の北漢国内向けであるのに対し、契丹皇帝の詔は契丹から北漢に向けてのものである。後者については、具体的には北漢皇帝宛てである蓋然性が高いと考える。

その他、文脈上恐らく徽号を受ける際に着すと思われる劉継元の「龍衣」(119)²⁷⁾が契丹から頒付されていることも指摘できる。以上の諸点からは、北漢では契丹皇帝が北漢皇帝の上位にあると認識されていたことが確認可能である。

以上を総合すると、北漢では契丹皇帝・北漢皇帝のいずれをも「皇帝」とみなし、契丹皇帝が北漢皇帝の上位にあると認識していたことが判明する。「千仏楼碑」は地上に建てられたモニュメントであることから、契丹皇帝も「皇帝」でありかつ北漢皇帝の上位にあることは北漢国内において広く知られるべきことであったこととなる。

第二章 「劉継文墓誌銘」より

第一節 同墓誌の概略

「劉継文墓誌銘」、正式名「彭城郡王劉公墓誌銘并序」(以下「墓誌」)は、沙門・文秀撰並びに書、一九二六年に現在の中国遼寧省建昌県で出土した²⁸⁾。現在「墓誌」は遼寧省博物館の所蔵に帰しており、筆者も実見の機会を得ている。また、王・王一九九九に拓影および録文が収められており²⁹⁾、本稿での検討は同書の拓影・録文に依拠する。

誌主の劉継文は、北漢初代皇帝の世祖・劉崇の孫、後漢末に即位直後に殺害された劉承贇の息子であり³⁰⁾、使者として派遣された先の契丹で抑留生活を経験し帰国後も契丹が肩入れしたという契丹との関わりが深い人物であった³¹⁾。恐らくはこのような背景や契丹との国境に近い代州の職にあったことから³²⁾、北漢滅亡時(九七九年)に末代皇帝の英武帝・劉継元が北宋に投降したのに対し、劉継文は契丹に亡命して二年後に契丹の地で死去した。そのため、契丹で「墓誌」

27) 『金石萃編』では空格が施されるが、『山右石刻叢編』では空格としない。

28) 王・王一九九九による。その他、王二〇〇二に拠れば、「墓誌」の基礎的情報は、一辺九六 cm・志文三行・満行四三字である。

29) 「墓誌」の録文は『満洲金石志』巻一・向一九九五・王二〇〇二等にも収められる。

30) 劉継文の事跡については、『十国春秋』巻一〇八にも簡単に述べられる。

31) 契丹主曰、「善。」乃悉索北漢使者前後凡十六人、厚其禮而歸之。即命李弼為樞密使、劉継文為保義節度使、詔北漢主委任之。継文等久駐契丹、復受其命、歸秉國政、左右譖毀之。(『長編』巻一一開寶三年(九七〇)正月己巳)

32) 「墓誌」では「權代州防禦使」とする。史料により節度使・刺史等のばらつきがあるが、いずれも代州の職に任ぜられていたことには相違ない。

が作成されることとなった。このように、「墓誌」は契丹において北漢滅亡後程なく作成されたことから、契丹での同時代的な北漢認識を知ることが出来る史料である³³⁾。

劉二〇〇三（一二三頁）によれば、民国期（含満洲国）に羅福頤等の五人が「墓誌」の題跋類を執筆している。ここからは、一九二六年の出土後に「墓誌」が一定の注目を集めたことが知られる。しかし、遼漢関係に止まらず史料の乏しい北漢史研究上の基本史料と言うべき「墓誌」だが、その後の研究において取り上げられることは少なかった。よって、「墓誌」を大いに利用すべき史料と考え、本稿では主要な検討対象の一とするものである。

ただし、「墓誌」はその誌主が北漢の皇族であることから、その筆致が北漢に寄り添っている可能性は否定できない。しかし、撰者の文秀は他の墓誌銘の撰者としても知られており³⁴⁾、必ずしも北漢の代弁者とは言えない。また、「墓誌」によれば劉継文は契丹皇帝の勅をうけて葬られており³⁵⁾、「墓誌」も一定程度官と関わるものと考えられよう。ゆえに、「墓誌」は契丹における北漢皇帝認識の検討という本章での課題にたえる史料と考える。

第二節 同墓誌に見る遼漢関係

次に、「墓誌」に見られる遼漢関係について具体的に見ていきたい。前章における「千仏楼碑」の検討と同様、ここでも「墓誌」のなかから本稿の関心において重要な部分（遼漢関係の成立から北漢の滅亡までを記す部分）を王・王一九九九から抜粋して文末に附録として掲載する。それでは、まず「墓誌」に見える契丹皇帝認識について見てみたい。

a、契丹皇帝に対する呼称について

「墓誌」では、遼世宗・耶律兀欲を指して「天授皇帝」（1.12）、遼景宗・耶律明辰を「我皇」（1.19）として空格が施され、契丹皇帝を「皇帝」と称している。

b、契丹皇帝の命令について

「竭忠匡運功臣…を敕授す。」（1.19～1.20）とは、劉継文が契丹での抑留を終えて北漢に帰国するに際しての措置であるが、ここでの「敕」は「我皇」すなわち耶律明辰の命であり、空格が施される。

33) 後世の我々は九七九年に最終的に北漢が滅亡したことを知っているが、九八一年段階では状況はなお流動的であったと言って過言ではない。その意味では同時代的として差し支えないだろう。

34) 「大契丹国武威石公墓誌銘并序」（石延煦墓誌銘）。石延煦は後晋少帝・石重貴の息子（『五代会要』巻二によれば従子）であり、後晋滅亡後に石重貴とともに契丹に連行されその地で没したことから契丹で墓誌銘が作成された。都・田二〇〇四参照。

35) 敕下宜羈二州、共營葬禮。

以上から、契丹では契丹皇帝を「皇帝」と見なしていたことが確認できた。それでは、次に「墓誌」に見える北漢皇帝認識について見てみたい。

a、北漢皇帝に対する呼称について

「墓誌」においては、世祖・劉崇を「大漢神武皇帝」(1.13)・「武帝」(1.13)、睿宗・劉承鈞を「帝」(1.15、1.16)・「大帝」(1.15)、英武帝・劉繼元を「大漢英武皇帝」(1.18)・「帝」(1.23)と記していずれも空格が施されており、北漢皇帝を「皇帝」と称している。また、廢帝・劉繼恩についても「嗣いで九五に登り」(1.17)の語が存在し、皇帝の語は直接使用されていないがその皇帝への即位が述べられている。

b、北漢皇帝の自称について

「墓誌」では、劉承鈞の臨終に際しての北漢の宰相・郭無為等への発言を「朕の崩せる後、位もて(劉)繼恩に付し、…」(1.16)と記しており、会話を記した部分ではあるが北漢皇帝の一人称を「朕」として空格が施されている。

c、北漢皇帝の命令について

「墓誌」の「(郭)無為等 敕を奉ずること、日の懷に在るがごとし。」(1.16)における「敕」は、「大帝」即ち劉承鈞の遺勅であり、北漢皇帝の命が「敕」とされ空格が施される。

その他に関連する点として、北宋が北漢の都・晋陽を攻撃したことを指して「趙氏の闕を犯すに洎び」(1.23)としており、北漢宮廷を「闕」と認めたくえで空格が施されること、乾祐(1.13)・天会(1.13、1.14)という北漢の年号を使用することが挙げられる。契丹が問題とするのは了承を得ない改元であり、北漢独自の年号の使用は問題ではなかった³⁶⁾。

以上から、契丹では北漢皇帝を「皇帝」と見なしていたことが分かった。それでは、次に「墓誌」に見える契丹皇帝と北漢皇帝との関係について見てみたい。

a、契丹皇帝と北漢皇帝の冊封関係について

先に見たように「墓誌」では北漢皇帝が「皇帝」と見なされているが、これは「冊して大漢神武皇帝と爲す」(1.12、1.13)あるいは「冊されて大漢英武皇帝と爲る」(1.18)とあるように、契丹皇帝によって冊封される存在として述べられている。

b、契丹皇帝と北漢皇帝の「敕」の意味の相違について

「墓誌」では、契丹皇帝・北漢皇帝の命がいずれも「敕」とされる。しかし、北漢皇帝の勅がその宰相である郭無為等に対するものであるのに対し、契丹皇帝が劉繼文に勅授した中には「大

36) 『長編』卷四乾德元年(九六三)閏十二月丙子所引遼穆宗・耶律述律の劉承鈞宛ての書に「爾父據有汾洲七年、止稱乾祐、爾不遵先志、輒肆更改。」とあることによる。

漢國侍衛親軍馬歩軍都指揮使」(1.19～1.20)という北漢の禁軍首脳職が含まれる。これは、契丹では、契丹皇帝は北漢国内に勅を発することが可能、ないし北漢国内の職の任免が可能と考えられていたことを示す³⁷⁾。一〇四二年に契丹が北宋に対して旧北漢領の「返還」を要求した背景には、このような認識が存在したものであろう。

c、契丹皇帝と北漢皇帝の擬制親族関係について

「墓誌」には「使を遣わして歡を結び、子父と為らんことを願う。」(1.12)とあり、劉崇が契丹に対して擬制父子関係を求めたことが記される。これは、契丹側を父、北漢側を子とするものである。以上から、契丹では契丹皇帝が北漢皇帝の上位にあると認識されたことが明らかである。

以上を総合すると、契丹では契丹皇帝・北漢皇帝のいずれもが「皇帝」と見なされ、契丹皇帝が北漢皇帝の上位にあると認識されていたことが判明する。

おわりに

本論では、「千仏楼碑」及び「墓誌銘」の検討から、遼漢両国において契丹皇帝及び北漢皇帝が「皇帝」と認識されていたこと、更には両国において契丹皇帝が北漢皇帝の上位にあると認識されていたことを明らかにした。最後に、このような遼漢関係をとりまく歴史的状況について展望を述べて稿を終えたい。

まず指摘すべきは、北漢の初代皇帝である世祖・劉崇はその契丹との関係を契丹と後晋の関係を擬えて開始したことであり、これは史料に明言があり筆者も以前に毛利二〇〇六第二章で言及した。詳細については別稿に譲りたいが、契丹と後晋の皇帝間の関係も、契丹皇帝と北漢皇帝の関係と同様に、上下関係を有し且つ相互に「皇帝」と称しあうものであった。そして、筆者はその背景に契丹皇帝と後唐皇帝の間にすでに相互に事実上皇帝と認めあう関係が存在したと見通している。ただし、契丹皇帝と後唐皇帝の間には上下関係は認められないというのが筆者の理解である。

この見通しは、本稿で課題とした十～十三世紀における複数皇帝の共存関係は明確な形では契丹と後晋の間で冊封関係を伴う上下関係として現れたのと同時に、その前提は非上下関係だったこと、即ち複数皇帝の共存関係において上下関係の有無はパワーバランスによる二次的な要素だったことを示唆する。

37) 他方で、同時に与えられた「同政事門下平章事」は、遼・重熙年間以前に中書省が「政事省」と称されたことによる名称であり、明らかに契丹国内のものである。

翻って、それが端的に現れたのが、九七五～九七九年に契丹が非上下関係と想定される第一次通和期の遼宋関係と上下関係の遼漢関係という二つの皇帝間関係を同時に保持したことである。この二つの皇帝間関係の間での影響については本論の意義として挙げながら具体的に論じられなかったが、恐らく北漢は一方的に正旦・生辰・端午の使節を定期的に契丹に派遣した³⁸⁾、少なくとも非対称な関係であったのに対し、遼宋間では生辰・正旦の使節を相互に派遣した(蔣二〇〇四)という相違が存在し、後者は澶淵の盟以後の遼宋関係、更には金と南宋の関係に大筋で踏襲されていく。

それでは、以上のような経緯をたどった十～十三世紀における複数皇帝の共存関係はどのように評価すべきだろうか。

まずは、現実にはこのような相互に「皇帝」と認め合う関係が一定の期間において歴史的に存在した事実を直視すべきことを指摘しておきたい。皇帝とは、理念的には唯一無二のものと考えられる。しかし、現実世界に存在する以上は様々な現実に対応せざるを得ない。その結果として、十～十三世紀においては、複数の皇帝が相互に認めあって存在することが常態であった。よって、統一された「中華」という理念を前提にするのでない限り、筆者はこの時代を過渡期と見なすより複数の皇帝の共存に特徴付けられる一個の時代と見なすのが妥当と考える。

同時に、皇帝間に優劣が存する場合には、そこに冊封関係が生じることも確認しておくべきだろう。これも本稿で具体的に論じたのは遼漢関係についてのみだが、その他の場合でも基本的に同様である。これは、従来の冊封体制論やそれに対する批判においても言及されてこなかった点であり、今後は議論の対象に含めて行くべきと考える。

なお、ここで補足的に言及しておきたいのが、「はじめに」でも触れたように高麗や西夏の君主が国内的には(事実上)皇帝として振舞っていた事実である³⁹⁾。通常、このような現象はこれらの勢力の自立性の強さによるものと考えられようし、筆者もそれ自体に異存はない。ただしそれと同時に、本稿で見たように、そもそも契丹(そして金)が自身の風下にあると認識する勢力の君主が皇帝として振舞うことに対して抵抗が薄かったという点も見逃せないと考える。

ただし、十～十三世紀を過渡期として済ませるのではなく一個の時代と見なすとしても、その一方で中国史上あるいはいわゆる東アジア史上他の時代に照らした時に、このような複数の皇帝の共存というあり方が通常のこととは言いがたいのも事実である。ここで振り返りたいのが、筆者がかつて契丹と北宋の関係は契丹と北漢、契丹と後晋の関係の再現であり、その背

38) 北漢主四遣使詣契丹賀正旦・生辰・端午、契丹皆執其使不報。(『長編』卷五(九六四)十二月是歲条)

39) 高麗国王の「皇帝」としての振る舞いについては、最近では豊島二〇一二にまとめられる。

後には契丹と後唐の関係が存在し、それは契丹と後梁の関係には遡らず、耶律阿保機と李克用の関係という遊牧騎馬民同士の関係に起点があると考えたことである（毛利二〇〇六）。これは、上述の皇帝間に関する展望と重なるものである。このことは、十～十三世紀における複数皇帝の共存という「中華」のありかたが、遊牧民の首長すなわちカン・カガンの間の関係を背景としていた可能性につながると考える。

これに関連して参考となるのが山崎覚士氏の研究である。山崎氏は、五代王朝の十国との交際に当たり、五代王朝は十国が自らに対して皇帝を称することを認めなかったことを明らかにしている（山崎二〇一一第四章）。つまり、本稿で論じたのとほぼ同時期でも中華本土内の論理では皇帝の共存はあり得なかったのである。それに対し、上記のように、契丹に対しては相互に皇帝と認め合う関係であったのだった。

そして、以上で述べたことは、北宋のもつ複数の「顔」という問題に波及してくると考える。即ち、隣接諸勢力のうち契丹にのみ異なる対応を示し対等関係を保持した北宋であるが、それは単に契丹が軍事的に優位にあったという理由のみによるものではなく、五代後唐以来のあり方を踏まえていたからではないかということである。つまり、後唐以後の五代諸王朝は沙陀勢力が中華王朝という入れ物を利用した政権であり、十国諸国等には中華王朝として臨んだ一方で、中華王朝としての体裁をとる以前から深い関係の存在した契丹にはそのような枠内にはない対応で臨むこととなった、それが踏襲された結果が北宋の契丹に対する特殊待遇であった、という見方を提示してみたい。つまり、典型的な中華王朝・漢族王朝として語られやすい北宋であるが、同時代人がどれほど意識していたかは別問題として、五代に由来する沙陀勢力の末裔としての契丹向けの顔と、中華王朝としてのそれ以外の諸勢力に対する顔という複数の顔を持っていたという理解である。

冒頭で十～十三世紀と時代を区切り、いわゆる東アジアにおける複数王朝の並存とモンゴルによる統一という特徴を指摘した。そのような状況をもたらしたのが契丹と沙陀の関係によるという上記の理解は、ウイグル帝国の崩壊とそれに伴うテュルク系諸勢力の大移動そして中央ユーラシアの東西にわたる諸政権の建立という大状況（杉山一九九七、三 多極化・流動化するユーラシア）、そしてモンゴルによる統一というユーラシア規模の動静の一環として位置づけられると考えるものである。

参考文献

和文

王綿厚・王海萍一九九九『遼寧省博物館墓誌精粹』中教出版

- 杉山正明一九九七「中央ユーラシアの歴史構図——世界史をつないだもの——」（『岩波講座世界歴史』一—「中央ユーラシアの統合」、岩波書店）
- 関野貞・常盤大定一九七六『中国文化史蹟』八、法蔵館
- 田中整治一九六六「遼と北漢との関係」（『史流』七）
- 豊島悠果二〇一〇「高麗開京の都城空間と思想」（『中国—社会と文化』二七）
- 日野開三郎一九八〇「五代史概説」（『日野開三郎東洋史学論集』二、三一書房）
- 古松崇志二〇〇七「契丹・宋間の澶淵体制における国境」（『史林』九〇—）
- 堀内淳二二〇〇六「馬と柑橘——南北朝間の外交使節と経済交流——」（『東洋学報』八八—）
- 毛利英介二〇〇六「澶淵の盟の歴史的背景——雲中の会盟から澶淵の盟へ——」（『史林』八九—三）
- 毛利英介二〇〇八「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉——遼宋並存期における国際秩序の研究——」（『東方学報』八二）
- 森部豊二〇一〇「新・中国学のヒント（7）「東ユーラシア史学」（『東方』三五六）
- 山崎覚士二〇一〇『中国五代国家論』思文閣出版
- 吉川忠夫二〇〇〇「島夷と索虜のあいだ——典籍の流傳を中心とした南北朝文化交流史——」（『東方学報』七二）
- 中文
- 都興智・田立坤二〇〇四「後晋石重貴石延照墓誌銘考」（『文物』二〇〇四—一一）
- 蔣武雄一九九八『遼与五代政權轉移關係始末』新化図書有限公司
- 蔣武雄二〇〇四「宋滅北漢之前与遼的交聘活動」（『東吳歴史学報』一一）
- 李裕群・李鋼二〇〇三『天龍山石窟』科学出版社
- 劉浦江二〇〇三『二十世紀遼金史論著目録』上海辞書出版社
- 盧逮曾一九七三「五代十国对遼的外交」（『遼史彙編』八、鼎文書局）
- 陶晋生二〇〇八『宋遼關係史研究』中華書局
- 王晶辰二〇〇二『遼寧碑誌』遼寧人民出版社
- 向南一九九五『遼代石刻文編』河北教育出版社
- 張国慶一九九二「遼代契丹皇帝与五代・北宋諸帝王的“結義”」（『史学月刊』一九九二—六）

【附録】（○は空格、×は判読不能）

「千仏楼碑」抜粹（『山右石刻叢編』卷一一による）

（標点は中華書局本『十国春秋』、改行箇所は李・李二〇〇三による）

1.18（前略）○○○上御宇之八年乙亥歲、○○○天贊××義敦天柱、禮叶彝章、泊春末夏初、累飛詔示、必以備物典冊、將加徽號洪名、××××××××1.19君親之恩、敬修迎受之禮。至夏六月十六日、果降貴近、昭宣×容。尋於正殿××○○○英武皇帝兼頒龍衣御帶、駟馬凋鞍、別賜神旗鼓吹、殊松異將、××××××××1.20衆心悅隨、群后稱慶。寶函金簡、揚命舜命禹之書、馭朽持盈、盡爲子爲臣之敬。禮之大者、帝載無窮。（後略）

「墓誌」抜粹（王・王一九九九による）

（文字並びが不均等なため空格の字数は厳密ではない。標点は向一九九五による）

1.12（前略）將謀大事、須向○○天朝。遣使結歡、願爲子父。時○○天授皇帝感其義焉、遣使○宣恩、冊爲○○1.13大漢神武皇帝。至乾祐九年、○○武帝崩逝。次子承鈞既立、改號天會元年。威懾三邊、恩覃萬姓、修德是1.14務、去佞爲懷。陳大業於將來、流廣澤於當代。此即○○公之叔也。至天會六年、遣○公入國、淹留七載、質1.15而未還。後十二年秋、○○帝染疾而逝。爰有府主繼恩、則鈞之長子也。○○大帝臨終之日、謂大丞相郭無爲1.16等曰、○朕之崩後、位付繼恩、○社稷紀綱、勿令交紊。爲等奉○○

敕、如日在懷。○○帝乃昇霞、臣扶長子、即○ 1.17公之堂兄也。嗣登九五、才滿三旬、爲侯霸陰謀所滅。次子大內都點檢繼元、亦○○公之堂兄也。運機謀策、剪 1.18夔除妖。薦位登朝、重理綱政、冊爲○大漢英武皇帝。○○公前右金吾衛將軍・金紫光祿大夫・檢校司空・上 1.19柱國、○我皇開睿澤、令衣錦還鄉、○○敕授竭忠匡運功臣・保義軍節度・陝虢等州觀察處置等使、大漢 1.20國侍衛親軍馬步軍都指揮使・特進・檢校太尉・同政事門下平章事・陝州大都督府長史・上柱國・彭城郡 1.21開國公、食邑三千戶、食實封三百戶。適至本國、未久之間、又加推功保祚功臣・開府儀同三司・檢校太師・兼中 1.22書令・權代州防禦使、食邑五千戶、食實封五百戶。既蒙○聖澤、統綰雄藩。百姓揚五袴之歌、三軍感 1.23單醪之惠。洎乎趙氏犯○闕、力乏計窮、○帝念生靈、甘當授首、○公乃見機而變、守節而×、驅輦振纓、1.24來歸○上國。(後略)

[付記] 本研究は、日本学術振興会の科研費(24820068)の助成をうけたものである。